

議案第12号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、建築関係手数料に新たな区分の手数料を追加することその他所要の改正を行うため提案するものです。

## 我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)の表から(5)の表まで 略		(1)の表から(5)の表まで 略	
(6) 建築関係手数料		(6) 建築関係手数料	
アの表からカの表まで 略		アの表からカの表まで 略	
キ 建築基準法関係手数料（許可申請・認定申請）		キ 建築基準法関係手数料（許可申請・認定申請）	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請の項から用途地域等における建築等許可申請の項まで	略	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請の項から用途地域等における建築等許可申請の項まで	略

特殊建築物等の敷地許可申請	建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円	特殊建築物等の敷地許可申請	建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
建築物の延べ面積の特例認定申請	建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円			
建築物の延べ面積の特例許可	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項	1件につき 160,000円	建築物の延べ面積の特例許可	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項	1件につき 160,000円

可申請の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	可申請の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	
建築物建築基準法1件につき の建蔽第53条第4項又は第5 率の特例許可項の規定に 申請による建築物 の建蔽率に 関する特例 の許可の申 請に対する 審査	33,000円	
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請の項及び建築物の	略	略

敷地面積の許可申請の項略			敷地面積の許可申請の項略		
建築物の高さの特例認定申請による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき27,000円	建築物の高さの特例認定申請による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき27,000円
建築物の高さの特例許可申請による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円			
建築物の高さに関する制限の適用	建築基準法第55条第4項各号の規定による建物の高さ	略	建築物の高さの許可申請による建築物の高さ	建築基準法第55条第3項各号の規定による建物の高さ	略

除外に 係る許 可申請	に関する制 限の適用除 外に係る許 可の申請に 対する審査		の許可の申 請に対する 審査
日影に よる建 築物の 高さの 特例許 可申請	略	略	略
高架の建築基準法 工作物第57条第1 内に設項の規定に ける建による建築物 築物のの高さに関 高さにする制限の 関する適用除外に 制限の係る認定の 適用除申請に対す 外に係る審査 る認定 申請	1件につき 27,000円	1件につき 27,000円	1件につき 27,000円
高度地建築基準法 区にお第58条第2 ける建項の規定に 築物のによる建築物 高さのの高さに関 特例許する特例の	1件につき 160,000円		

可申請	許可の申請 に対する審 査				
敷地内 に広い 空地を 有する 建築物 の容積 率又は 各部分 の高さ の特例 許可申 請の項 から総 合的設 計によ る一団 地の建 築物の 特例認 定申請 の項ま で略	略	略		略	略
既存建 築物を 前提と した総 建築基準法 第86条第2 項の規定に による複数建 築物	建築 物(建 築等 に係)	略		建築 物(既 存建 築物)	略

合的設計による特例の認定建築定の申請に物の特対する審査例認定申請	築物に関する建築物に限る。)の数が1である場合	略	築物に関する建築物に限る。)の数が1である場合	略	略
	建築物(建築等に係る建築物に限る。)の数が2以上である場合	略	建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合	略	略
広い空地を有する一団地の建築物の特例	略	略	略	略	略

許可申請				許可申請			
広い空地を有する既存建築物による複数建物を前提とする総合的設計による建築物の特例の許可申請	建築基準法第86条第4項の規定による建築物(建築等に係る建築物に限る。)の数が1である場合	建築物(建築等に係る建築物に限る。)の数が2以上ある場合	略	広い空地を有する既存建築物による複数建築物を前提とする特例の許可申請	建築基準法第86条第4項の規定による存建建築物に限る。)の数が1である場合	建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上ある場合	略
許可申請				許可申請			

公 告 認 定 対 象	建築基準法第86条の2物(新築又は増築等に係る建築又は建築物の新築等に係る建築の認定の申請に対する認定申請)	略	一 敷 地 内 認 定 建 築 物 以 外 の 建 築 物 の 認 定 申 請	建築基準法第86条の2物(内定による建築物以外の建築物の建築の認定申請の建築物のを除く。)の申請に対する審査	略
認 定 申 請	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。)の数が1である場合	略	建 築 物 (一 敷 地 内 認 定 建 築 物 を 除 く。) の 数 が 2 以 上 で あ る 場 合	建築物(内定による建築物のを除く。)の数が2以上である場合	略

		る 場 合					
公 告 認 定 対 象	建築基準法 第 86 条の 2	建 築 物 (新)	略	一 敷 地 内 設 定	建築基準法 第 86 条の 2	建 築 物 (一)	略
区 域 内 に お け る 建 築 物 の 各 部 分 の 高 さ 又 は 容 積 率 の 特 別 許 可 申 請	第 2 項の 規 定 による 建 築 物 の 高 さ 又 は 容 積 率 の 特 別 許 可 の 申 請 に 対 する 特 別 許 可 申 請	築 又 増 等 に 係 る 建 築 物 (新) は 増 等 に 係 る 建 築 物 (新)	の 数 が 1 で あ る 場 合	建 築 物 (新) の 特 別 許 可 申 請	第 2 項の 規 定 による 建 築 物 の 増 等 に 係 る 建 築 物 (新) の 特 別 許 可 の 申 請 に 対 する 特 別 許 可 申 請	築 又 増 等 に 係 る 建 築 物 (新) は 増 等 に 係 る 建 築 物 (新)	の 数 が 1 で あ る 場 合
例 許 可 申 請	審 查 の 数 が 1 で あ る 場 合	略		の 建 築 物 の を 除 く。 )	の 申 請 に 対 する 審 查 の 数 が 1 で あ る 場 合	建 築 物 (一) の 建 築 物 の を 除 く。 )	略
		建 築 物 (新) は 増 等 に 係 る 建 築 物 (新) に 限 る。 ) の 数 が 2				建 築 物 (一) の 建 築 物 の を 除 く。 ) の 数 が 2 以 上 あ る 場 合	

	以 上 あ る 合		場 る 合
公 告 許 可 対 象 区 域 内 に お け る 建 築 物 の 新 物 の 新 又 は 増 築 等 築 又 は 増 築 等 請 に 対 す る 請 申 審 查 請	建築基準法 第86条の2 第3項の規定による建物の新築又は増築等に係る許可の申請に対する審査の結果が1である場合	略	一 敷 地 内 許 可 建 築 物 以外 の 建 築 許 可 申 請 の 建 築 物 の 数 が 1 で あ る 場 合
	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。)の数が2である場合	略	建 築 物 (一 敷 地 内 許 可 可 建 築 物 を 除 く。) の 数 が 2

	の 数 が 以 て る 合	上 あ 場	以 で る 合
複数建築物の認定又は許可の取消申請の項から建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請の項まで	略	略	略
クの表からシの表まで	略	クの表からシの表まで	略

別表（6）のスの表を次のように改める。

ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額	
低炭素建築物新築等計画の認定申請	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。
	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき17,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上ものの	1件につき19,000円
	誘導仕様基準以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき34,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上ものの	1件につき37,000円
共同住宅等	誘導仕様基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき32,000円
	床面積の合計が	1件につき

	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき101,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき152,000円
誘導仕様基準以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。		
	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき67,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき112,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき191,000円
	床面積の合計が	1件につき

	5,000平方メートル以上のもの	273,000円
住宅以外の用途の建築物	モデル建築物基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に みに供する建築物(以下「非住宅建築物」とい う。)	掲げる額とする。
	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき85,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき108,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき142,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき230,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき300,000円

	床面積の合計が 10,000平方メート ル以上25,000平方 メートル未満のも の	1件につき 361,000円
	床面積の合計が 25,000平方メート ル以上のもの	1件につき 423,000円
モデル建築物基準以外の方法によ る場合は、建築物の床面積の合計 に応じ次に掲げる額とする。		
	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1件につき 221,000円
	床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のもの	1件につき 277,000円
	床面積の合計が 1,000平方メート ル以上2,000平方 メートル未満のも の	1件につき 358,000円
	床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満のも	1件につき 511,000円

	の		
	床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平方 メートル未満のも の	1件につき 629,000円	
	床面積の合計が 10,000平方メート ル以上25,000平方 メートル未満のも の	1件につき 743,000円	
	床面積の合計が 25,000平方メート ル以上のもの	1件につき 848,000円	
住宅の用 途及び住 宅以外の 用途に供 する建 築物(以下こ の項にお いて「複合 建築物」と いう。)	当該複合建築物を住宅部分と非 住宅部分とに区分し、住宅部分に ついてはその単位住戸の数が1 である場合にあっては一戸建て の住宅の節、その他の場合にあつ ては共同住宅等の節、非住宅部分 については住宅以外の用途のみ に供する建築物(以下「非住宅建 築物」という。)の節に掲げる区 分により算定した手数料の額を 合計した額		
都市の低炭素化の促進 に関する法律第53条	一戸建て の住宅	1件につき 5,000円	
第1項の規定による低	共同住宅	床面積の合計が	1件につき

炭素建築物新築等計画等の認定の申請に対する審査（あらかじめ省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合）	300平方メートル未満のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき44,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき78,000円
非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき16,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき26,000円
	床面積の合計が	1件につき

	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき124,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき156,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき195,000円
複合建築物	当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅の節、他の場合にあっては共同住宅等の節、非住宅部分については非住宅建築物の節に掲げる区分により算定した手数料の額を合計した額	
低炭素建都	市の低炭素化の促進	低炭素建築物新築等計画の認定申請の項に

建築物新築に関する法律第53条 等計画の第1項の規定による低 炭素建築物新築等計画 (確認申請の認定の申請に対する 審査(同法第54条第2項の規定による申出を併せて申請する場合) 請する場合)	掲げる区分により算定した手数料の額に、建築物の床面積の合計に応じアの表中建築物 に関する確認申請又は計画通知の項に掲げ る区分により算定した手数料の額を加算し た額
低炭素建築物の低炭素化の促進 に関する法律第55条 等計画の第1項の規定による低 炭素建築物新築等計画 の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額
低炭素建築物の低炭素化の促進 に関する法律第55条 等計画の第1項の規定による低 炭素建築物新築等計画 の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項の規定による申出をする場合)	低炭素建築物新築等計画の認定申請の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額に、計画変更の内容に応じアの表中建築物に関する確認申請又は計画通知の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加算した額

## 備考

1 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準

等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。

- 2 この表において「モデル建築物基準」とは、基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。
- 3 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。
  - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）（住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類
  - (2) 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する場合に限る。）の写し

改正後		改正前			
セ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料					
手数料を徴収する事務	手数料の金額				
建築物工 ネル	略	略	略		

一費能合判の定項から建築工事による一費能合判の定軽微変更に関する証明書の交付の項目まで略							
建築物工事省建築部	建築物非住宅部	略	建築物工事省建築部	建築物非住宅部	略		

ネル法 第 34分		ネル法 第 34分	
ギ一条 第 1住 消費項の規 性能定による建 計画物工 認定ル 申請消 能向計画の認定に規 申請に定 対する審查	宅建ての住部分宅について、(建性能向上計画建築物認定の技術的审查等を受けたものとする第11書類のいずれかを添付して申請する場合1棟につき5,000円 誘導仕様基準に適合する一戸建ての住宅について、性能向上計画認定の技術的审查等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。 床面積 17,000	ギ一条 第 1住 消費項の規 性能定による建 計画物工 認定ル 申請消 能向計画の認定に規 申請に定 対する審查	宅建ての住部分宅について、(建性能向上計画建築物認定の技術的审查等を受けたものとする第11書類のいずれかを添付して申請する場合1棟につき5,000円 誘導仕様基準に適合する一戸建ての住宅について、性能向上計画認定の技術的审查等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。 床面積 17,000

の合計 が 200 平方メ ートル 未満の もの	円				
床面積 の合計 が 200 平方メ ートル 以上の もの	円	19,000			
<b>誘導仕様基準</b>					
<b>以外の基準に</b>					
<b>適合する一戸</b>					
建ての住宅に ついて、性能 向上計画認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 を添付せずに 申請する場合 は、1棟につ き建築物の床 面積の合計に 応じ次に掲げ					一戸建ての住 宅について、 性能向上計画 認定の技術的 審査等を受け たものとする 書類を添付せ ずに申請する 場合は、1棟 につき建築物 の床面積の合 計に応じ次に 掲げる額とす る。

		る額とする。		
	略	略		
	共同住宅等に ついて、性能 向上計画認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 のいずれかを 添付して申請 する場合は、 1棟につき建 築物の床面積 の合計に応じ 次に掲げる額 とする。		共同住宅等に おける住戸に ついて、性能 向上計画認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 のいずれかを 添付して申請 する場合は、 1棟につき建 築物の <u>住戸の</u> 床面積の合計 に応じ次に掲 げる額とす る。	
	略	略		
	床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上の もの	78,000 円	床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上の もの	78,000 円
	誘導仕様基準 に適合する共			

同住宅等について、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

床面積	32,000
の合計	円
が 300	
平方メ	
ー ト ル	
未 満 の	
も の	
床面積	56,000
の合計	円
が 300	
平方メ	
ー ト ル	
以 上	
2,000	
平 方 メ	

一 ト ル 未 満 の も の				
床 面 積 101, 00				
の 合 計 0円				
が				
2, 000				
平 方 メ				
一 ト ル				
以 上				
5, 000				
平 方 メ				
一 ト ル				
未 満 の				
も の				
床 面 積 152, 00				
の 合 計 0円				
が				
5, 000				
平 方 メ				
一 ト ル				
以 上 の				
も の				
誘 導 仕 様 基 準				
以 外 の 基 準 に				
適 合 す る 共 同				
住 宅 等 に つ い				
				共 同 住 宅 等 に お け る 住 戸 に つ い て、 性 能 向 上 計 画 認 定

		て、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。			の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の <u>住戸の</u> 床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。
		略 略		略 略	共同住宅について、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。ただし、建築物の床面積の合計から

共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

床面積	10,000
の合計	円
が 300	
平方メ	
ー ト ル	
未 満 の	
も の	
床面積	20,000
の合計	円
が 300	
平方メ	
ー ト ル	
以 上	

2,000 平方メ ートル 未満の もの	床面積 の合計 が	44,000 円					
2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	床面積 の合計 が	78,000 円					
5,000 平方メ ートル 以上の もの	共同住宅につ いて、性能向 上計画認定の 技術的審査等						

を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。ただし、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

床面積 67,000

の合計 が 300 平方メ ートル 未満の もの	円
床面積 112,00 の合計 0円	
が 300 平方メ ートル 以 上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	
床面積 191,00 の合計 0円	
が 2,000 平方メ ートル 以 上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	


		<p><u>他の場合にあ つては共同住 宅等とみな す。)により 算定した手数 料の額を合計 した額</u></p> <p>略</p>	<p>部分をいう。 以下同じ。) の節に掲げる 区分により算 定した手数料 の額を<u>加算し た額</u></p> <p>略</p>
建築 物工 程一 消費 性能 向上 計画 変更 認定 申請	略	略	略
建築 物の省 エネ法 ルギー消 費性能向 上計画変 更認定申 請	建築 物の省 エネ法 ルギー消 費性能向 上計画変 更認定申 請	建築 物の省 エネ法 ルギー消 費性能向 上計画変 更認定申 請	建築 物の省 エネ法 ルギー消 費性能向 上計画変 更認定申 請
建築 物工 程第 41分 ルギー 消項 費性定 能認 定申 請 一消 費	建築 物工 程第 41分 ルギー 消項 費性定 能認 定申 請 一消 費	建築 物工 程第 41分 ルギー 消項 費性定 能認 定申 請 一消 費	建築 物工 程第 41分 ルギー 消項 費性定 能認 定申 請 一消 費
建築 物工 程規 定によ る建 築申 物の工 請ネ ルギー 消費	建築 物工 程規 定によ る建 築申 物の工 請ネ ルギー 消費	建築 物工 程規 定によ る建 築申 物の工 請ネ ルギー 消費	建築 物工 程規 定によ る建 築申 物の工 請ネ ルギー 消費
の規 定によ る建 築申 物の工 請ネ ルギー 消費	の規 定によ る建 築申 物の工 請ネ ルギー 消費	の規 定によ る建 築申 物の工 請ネ ルギー 消費	の規 定によ る建 築申 物の工 請ネ ルギー 消費
部 分 部 分 部 分 部 分 のと のと のと のと	宅 宅 宅 宅 する する する する	住 宅 宅 宅 書類 書類 書類 書類	一戸 一戸 一戸 一戸 類を 類を 類を 類を
について、 基準適合認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 のいずれかを	について、 基準適合認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 のいずれかを	について、 基準適合認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 のいずれかを	一戸建ての住 宅について、 基準適合認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 のいずれかを

性 能 に 係 る 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	添付して申請 する場合 1 棟につき 5,000円	性 能 に 係 る 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	添付して申請 する場合 1 棟につき 5,000円
	モデル住宅基 準又は仕様基 準に適合する 一戸建ての住 宅について、 基準適合認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 を添付せずに 申請する場合 は、1棟につ き建築物の床 面積の合計に 応じ次に掲げ る額とする。  略 略		モデル住宅基 準又は仕様基 準に適合する 一戸建ての住 宅について、 基準適合認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 を添付せずに 申請する場合 は、1棟につ き建築物の床 面積の合計に 応じ次に掲げ る額とする。  略 略

を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略 略

共同住宅等について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略 略

**モデル住宅基準**又は仕様基準に適合する  
**共同住宅等**に

受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略 略

共同住宅等について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略 略

**モデル共同住宅基準**又は仕様基準に適合する**共同住宅**に


について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じて次に掲げる額とする。

について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じて次に掲げる額とする。  
ただし、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相

				当する額とする。
	略 略			略 略
<b>モデル住宅基</b>				<b>モデル共同住</b>
<b>準及び仕様基</b>				<b>宅基準及び仕</b>
<b>準以外の基準</b>				<b>様基準以外の</b>
<b>に適合する共</b>				<b>基準に適合す</b>
<b>同住宅等につ</b>				<b>る共同住宅に</b>
いて、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。				ついて、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。ただし、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計

				から共用部分 の床面積の合 計を除いた面 積を建築物の 床面積の合計 とみなして算 定した手数料 の額に相当す る額とする。
	略 略			略 略
複合建築物	基準省令第1号に適合する建築物の場合は、非住宅部分の節に掲げる区分により算定した手数料の <u>額と</u> 住宅部分の節に掲げる区分（ <u>單位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、他の場合にあっては共同住宅等と</u> みなす。）			複合建築物の基準省令第1号に適合する建築物の場合は、非住宅部分の節に掲げる区分により算定した手数料の <u>額に</u> 住宅部分の節に掲げる区分により算定した手数料の額を <u>加算した額</u>

			により算定し た手数料の額 を合計した額
--	--	--	----------------------------

備考

- 1 略
- 2 この表において「性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。
  - (1) 略
  - (2) 設計住宅性能評価書（建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する場合に限る。）の写し
- 3 略
- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 5 この表において「基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

--	--	--	--

備考

- 1 略
- 2 この表において「性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。
  - (1) 略
  - (2) 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準別表1の一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合する場合に限る。）の写し
- 3 略
- 4 この表において「基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

<p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する場合に限る。）の写し</p>	<p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準別表1の一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合する場合に限る。）の写し</p>
<p><u>6 この表において「モデル住宅基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。</u></p>	<p><u>5 この表において「モデル住宅基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。</u></p>
<p><u>7 略</u></p>	<p><u>6 略</u></p>
<p><u>8 共同住宅等について、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。</u></p>	<p><u>7 この表において「モデル共同住宅基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。</u></p>
<p>ソの表 略 (7)の表から(10)の表まで 略</p>	<p>ソの表 略 (7)の表から(10)の表まで 略</p>

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表（6）のスの表及びセの表の改正規定は、公布の日から施行する。